

1 いじめ防止等の基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 基本理念

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止等のための対策を講じる。

(3) いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず決していじめをしてはならない。また、いじめを看過してはならない。

(4) 学校及び職員の責務

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や他の関係者と連携を図る。また、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組み、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

(5) 警察への通報・相談に関わる基本的な考え方

児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を守るという観点から、警察に相談し、連携した対応を取ることもある。

2 いじめ防止等対策の基本となる事項

(1) いじめに係る共通認識

- ・いじめは、重大な人権侵害であるという強い認識に立つこと
- ・いじめは、人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・いじめ問題は、学校の在り方が問われる問題であること
- ・学校関係者が、一体となって取り組むことが必要であること
- ・いじめ問題は、家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

(2) いじめと定義される具体的な行動

- ・相手生徒に肉体的または精神的苦痛を感じさせるか、その所有物にダメージを与える。
- ・相手生徒が、自身の身や所有物に危害が及ぶ恐れを感じる。
- ・相手生徒にとって、敵対的な学校環境をつくり出す。
- ・相手生徒の学校内での権利を侵害する。
- ・実質的かつ甚大に教育課程または学校の秩序を妨害する。

(3) いじめ対策委員会の設置

- いじめの防止等について、校内で組織的に推進していくために「いじめ対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、副教務主任、生徒指導主事、各学年主任（生徒指導担当）、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、当該生徒の担任

※状況に応じて、学年職員全員が入ることもある。

〈活動〉

- ・いじめの早期発見に関すること〈アンケート調査「記名式」、教育相談等〉
- ・いじめ防止に関すること。
- ・いじめ事案に対する対応に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

(4) 基本施策

ア いじめの未然防止 ※いじめを許さない土台づくり

学校の最重点目標の一つとして、いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組む。

○ 人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、生徒に理解させる。
- ・生徒が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・いじめ撲滅集会 11月5日(火)実施
各クラスでいじめを起こさないための手立てについて討論し、各学級で出た意見をオンライン上で共有する。さらにスクールカウンセラーの講話を実施し、SOSの出し方等について、いじめは絶対にしてはいけない、見て見ぬふりをしないとといった共通理解を図る。

※いじめの定義や本校の現状については、生徒指導主事から全学年へ伝達する。

○ 道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳授業を実施する。
- ・生徒の心が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」、「思いやり」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を振り返り、いじめを抑制する。

○ 体験教育の充実

- ・生徒が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合わせ生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自ら気付かせる。
- ・福祉体験や、職場体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に教育活動に取り入れる。

○ コミュニケーション活動、アクティブラーニングを取り入れた授業と活発な話し合いを目指した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を取り入れる。

○ 学級活動の充実

- ・ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニング、エンカウンター等の活動を行い、他者理解や自己受容のスキルを養う。

○ 教職員の資質の向上

- ・情報モラル教育の充実に努め、生徒の対応力を向上させる。
- ・生徒指導部会を週1回実施し、生徒の様子を把握すると共に、各学年で情報の共有を行い、全職員で生徒に関わる姿勢で対応する。
- ・生徒の居場所づくり・人間関係調整力の育成を意識した学年・学級づくりを目指す。

○ インターネット(SNS)を通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネット(SNS)を通じて行われるいじめを防止するとともに効果的な対処方法について学ぶため、情報モラル教室を7月14日(月)実施する。(LINEみらい財団に講師を依頼し、オンラインでの実施)

※4月にPC、スマホ、タブレット等端末の使い方について家庭で話し合うシートを配布し、家庭内でルール作りをする。

- ・生徒や保護者からの情報も含め、インターネット（SNS）上のトラブルの早期発見に努める。（「つちまる相談室」の活用）
- 保護者や地域の方への働きかけ
 - ・学校ホームページやメール配信、学年だより等で、いじめ防止対策や対応についての理解を得る。また、長期休業前に相談機関の一覧を配布する。
 - ・PTAの各種会議や保護者会等で、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設定する。
 - ・「いじめサポートセンター」「いじめ相談ダイヤル」「いのちの電話」「いばらき子どもSNS相談」等の相談窓口があることを学校ホームページやメール配信等で周知徹底する。
 - ・長期休業前に、相談機関一覧を配布する。
- 小中一貫教育の視点での働きかけ
 - ・小学校から得られた人間関係等の情報を確実に引き継ぎ、安心・安全な人的環境を整える。
 - ・三中地区小中学校情報交換会を年間2回（8月、3月）実施し、いじめの未然防止に努める。（状況に応じてオンラインで実施することもある。）
 - ・土浦三中地区「生徒指導カルテ」を活用し、小学校から中学校へのいじめ問題に関する引き継ぎを十分に行い、過去に被害を受けた生徒へのケアと9年間の連続した交友関係の把握に努める。
- 言語環境や心の在り方指導
 - ・他者を傷つけるような言動については細心の注意を払い指導するとともに、相手を敬い、認め、感謝し、励ますような言動を奨励するような支持的風土を醸成する。さらに、前向きに努力できるよう、心をコントロールできる自己統制力を育む。

イ いじめの早期発見 ※生徒のサインを見逃さない、小さな変化への気付き

- 日々の観察
 - ・教職員が生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、早期発見に努める。
 - ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配り、「生徒がいるところには、先生がいる」ことを目指す。
- 観察の視点
 - ・生徒の成長の発達段階を考慮し、その生徒に応じた丁寧な声かけを心がける。
 - ・担任を中心に教職員は、生徒が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
 - ・気になる言動を察知した場合、適切且つ迅速に働きかけ、人間関係の修復にあたる。
- 自主学習ノートの活用
 - ・ノート指導を通して、担任と個々の生徒の関わりを取り、信頼関係を深める。
 - ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- 教育相談（学校カウンセリング）の実施 ※学期に1回以上実施
 - ・定期教育相談アンケートを基に個々の悩みを理解し、傾聴の姿勢で進めることで生徒との信頼を深める。
 - ・日常生活の中で教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- 実態調査アンケート（生活アンケートに盛り込む）の実施
 - ・アンケートは、発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて随時実施する。
 - ・記名式で学期に1度（計3回）、学校生活アンケートを実施する。また、その他に必要な応じて、学級または学年全体にアンケートをとることもある。その際、記名するかしないかは、いじめ対策委員会で検討する。

【 学校生活アンケート実施予定週 】

第1回：6月第1週 第2回：9月第4週 第3回：1月第2週

- Q U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の実施
 - ・6月第3週と11月第3週に2回実施する。アンケートの結果から一人一人の生徒の様子や、学級集団の状態などを分析、把握し、よりよい人間関係の構築を図る。

ウ いじめの早期対応 ※問題の実態把握と迅速なチーム対応

- 正確な実態把握
 - ・当事者双方、及び周りの生徒から、個々に聴き取って記録する。
 - ・関係教職員及びＳＣとの情報を共有し、事案を正確に把握する。
- 指導体制、方針決定
 - ・問題を教職員個人で抱え込むことなく教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にした上で指導にあたる。
 - ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
 - ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会や関係機関との連絡調整をする。
- 生徒への指導・支援
 - ・いじめられた生徒の保護及び安全確保、そして心配や不安を軽減することのできるよう適切な対応に努める。
 - ・いじめた生徒の事情や心情を聴取した後、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分しながら、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。
 - ・「いじめを絶対に許さない」という人権意識から、見て見ぬふりをする「傍観者」になることのない誠実さを育む。
- 保護者との連携
 - ・いじめた側、いじめられた側双方の保護者に情報提供し、助言及び支援を行うなどして連絡調整に当たる。また、いじめられた生徒の保護者に対し、今後の学校生活での対応について同意を得た上で生徒に対して支援し、保護者とも連絡を密にする。

エ 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

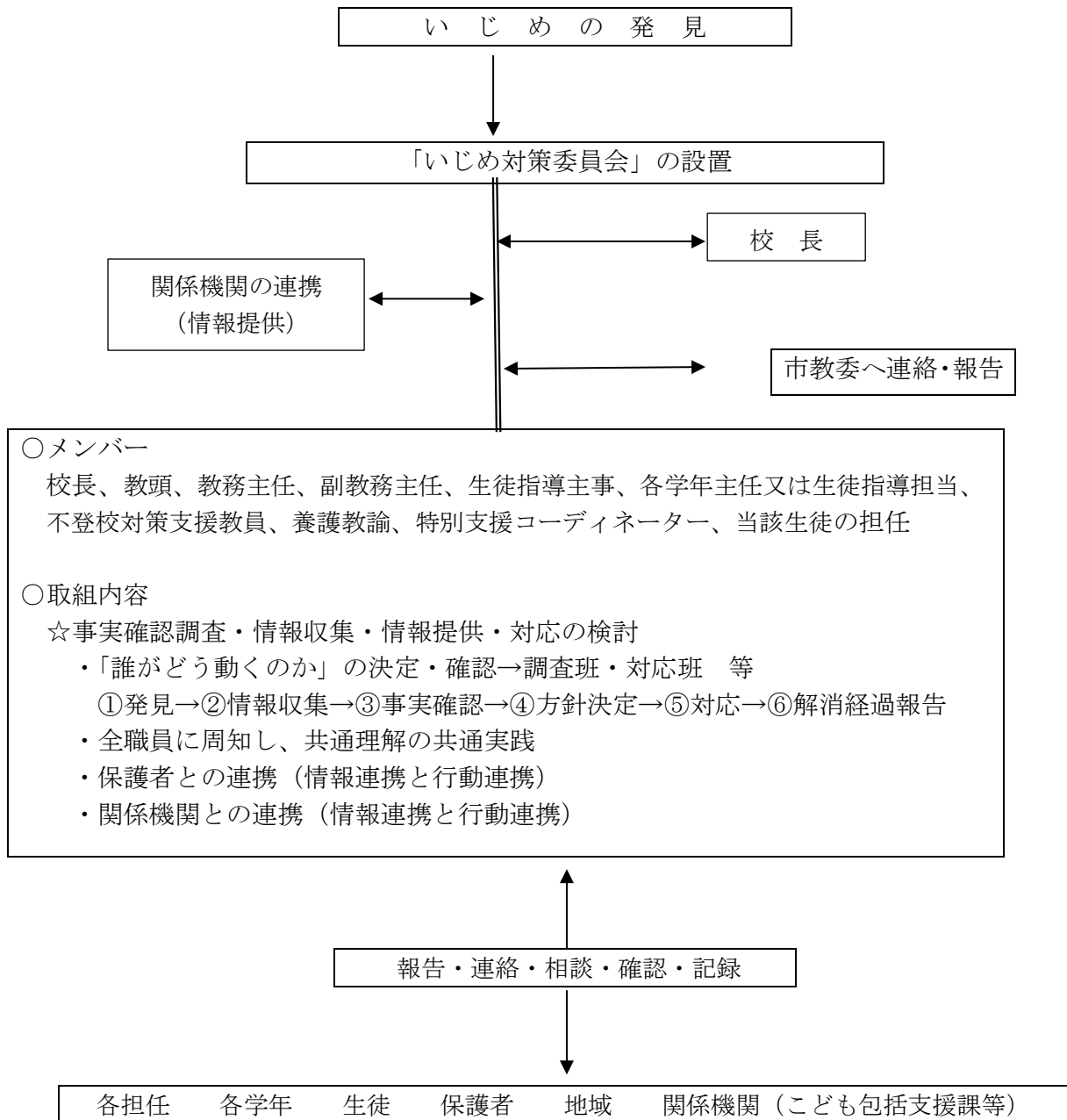
- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 学校が主体となる調査の場合は、既存の学校いじめ対策委員会に第三者を加えた組織を設置する。
- ④ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ⑤ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

【対応組織図】



【いじめ防止に係る年間計画】

月	実施日	いじめ防止に係る取組
4		・生徒指導部会（週 1 回 生徒に係る情報交換）
	第 3 週	・年度始の実態調査アンケート
5		・生徒指導部会（週 1 回 生徒に係る情報交換）
6		・生徒指導部会（週 1 回 生徒に係る情報交換）
	第 1 週	・第 1 回学校生活アンケート
		・第 1 回教育相談（担任・生徒）
	第 3 週	・第 1 回 Q-U テスト
7		・生徒指導部会（週 1 回 生徒に係る情報交換）
	14(月)	・情報モラル教室（オンライン形式）全学年
	17(木) (予定)	・薬物乱用、非行防止教室（外部機関に専門家を依頼）全学年
	第 4 週	・全学年三者面談（担任・生徒・保護者）
8		・三中地区小中一貫夏季研修会（児童生徒の情報交換・共有）
		・スクールカウンセラーによる職員研修
9		・生徒指導部会（週 1 回 生徒に係る情報交換）
	第 4 週	・第 2 回学校生活アンケート
		・第 2 回教育相談（担任・生徒）
10		・生徒指導部会（週 1 回 生徒に係る情報交換）
11		・生徒指導部会（週 1 回 生徒に係る情報交換）
	7 (火)	・いじめ撲滅集会（スクールカウンセラーと連携）各学年
	第 3 週 (予定)	・全学年三者面談（担任・生徒・保護者）
	第 4 週	・第 2 回 Q-U テスト
12		・生徒指導部会（週 1 回 生徒に係る情報交換）
1		・生徒指導部会（週 1 回 生徒に係る情報交換）
	第 2 週	・第 3 回学校生活アンケート
		・第 3 回教育相談（担任・生徒）
	第 4 週	・9 学年三者面談（担任・生徒・保護者） 7、8 学年二者面談（担任・生徒）
2		・生徒指導部会（週 1 回 生徒に係る情報交換）
3		・生徒指導部会（週 1 回 生徒に係る情報交換）
	21(木)	・三中地区小中連絡協議会（児童生徒に係る情報交換・課題検討）